


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学			
件名	東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市体育施設等に関する条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨 行政不服審査法の改正等により、当該規則の様式を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 審査請求の可能期間を「60日以内」から「3箇月以内」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>2. 影響及び効果 該当する対象者に対し、新しい審査請求に関する正確な情報を提供することができる。</p>						
<p>3. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課にて事前審査済。</p>						
<p>4. 留意事項 (問題点等) 特になし</p>						
<p>5. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>6. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。